

4. オランダにおける企業の公的負担割合の大きさ

ここでは、企業の公的負担割合を、国全体のレベルで推計することとする⁵⁴。

(1) 企業が負担する税の範囲

1) 法人税

すべて企業負担とする。

2) 個人事業主やパートナーシップ等が納める個人所得税

オランダ統計局の「家計所得における税額控除額統計」においては、被用者所得に対する税額控除、自己所有会社からの所得に対する税額控除、移転所得に対する税額控除の額が示されている。そこで、「家計所得における税額控除額」に占める「自己所有会社からの所得に対する税額控除」の割合分を所得税収に乗じた値を、企業負担分と見なすこととする。

3) 間接税や統計上の租税負担者が明確に区分できない直接税

間接税や、政府・企業・家計の納税額を明確に区分できない直接税（固定資産税など）については、政府・企業・家計の経済活動の大きさに応じて、税収額の大きさを按分することにより、各部門の租税負担額とする。

方法としては、産業連関表の中間需要分を企業活動分と捉え、最終需要に占める中間需要の割合を、企業負担分とする。

4) 源泉徴収

被用者の所得税に係る源泉徴収事務は、企業負担とはみなさない。

(2) 社会保険料事業主負担の扱い

企業の公的負担を狭義に捉えるか広義に捉えるかにより、社会保険料事業主負担分⁵⁵については、以下の2通りの捉え方を行う。

- 1) 企業の公的負担を狭義に捉え、企業の税負担のみを公的負担とし、社会保険料の事業主負担分を含めない。（ケース1）
- 2) 企業の公的負担を広義に捉え、企業の税負担に加え、社会保険料の事業主負担分も公的負担に含める。（ケース2）

⁵⁴ 本報告書末尾の参考資料編に、推計に用いたデータや推計手順を示している。

⁵⁵ 社会保険料の事業主負担分については、負担の最終的な帰着は、事業主負担分の保険料の原資を稼いでいる被用者（家計＝個人）であるという議論も存在するが、ここでは、事業主負担分＝企業負担分であると捉える。

以上を整理し、企業の公的負担の範囲の捉え方について、以下の2ケースを設定する。

	1) 間接税や負担者が不明確な直接税	2) 個人所得税の源泉徴収	3) 個人事業主や人的会社の出資者が納める個人所得税	4) 社会保険料の事業主負担
ケース1	企業負担分を経済活動規模に応じて按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	考慮しない (税収額のみで企業負担分を推計)
ケース2	企業負担分を経済活動規模に応じて按分	企業負担とはみなさない	企業負担とみなす	考慮する (税収+社会保険料に占める企業負担分を推計)

(3) 試算結果

企業の公的負担割合は、ケース1（税収負担のみで推計）の場合は45.5%、ケース2（税収+社会保険料負担で推計）の場合は、49.9%となった⁵⁶。

図表 II-15 オランダにおける企業の公的負担割合の推計結果

(単位：百万ユーロ)

	企業負担税額 (国税+州税+市町村税)	社会保険料 事業主負担額	国全体での税収額 (国税+州税+市町村税)	社会保険料総額	企業負担割合	備考 (算出式)
	a	b	c	d	e	
ケース1	61,687	-	135,432	-	45.5%	a/c
ケース2	61,687	50,231	135,432	88,798	49.9%	(a+b)/(c+d)

⁵⁶ 東京都委託調査（2012年）『スウェーデンにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査』（pp.19-22）、東京都委託調査（2013）『米国における企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査』（pp.126-128）、および東京都委託調査（2014）『ドイツにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査』（pp.140-143）でも同様の推計を行っている。本調査（オランダ）との対比では、本調査のケース1に相当するのがスウェーデンのケース6、米国のケース1、ドイツのケース1である。また、本調査（オランダ）のケース2に相当するのがスウェーデンのケース5、米国のケース2、ドイツのケース2である。

